

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	2020年7月3日
【会社名】	株式会社コメ兵
【英訳名】	Komehyo Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石原 卓児
【本店の所在の場所】	名古屋市中区大須三丁目25番31号
【電話番号】	(052)242-0088
【事務連絡者氏名】	経営企画本部経営企画部長 鈴木 崇弘
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区大須三丁目38番5号 See-Stepビル
【電話番号】	(052)249-5366
【事務連絡者氏名】	経営企画本部経営企画部長 鈴木 崇弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2020年6月25日開催の当社第42回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2020年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金8円 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年6月26日

第2号議案 吸収分割契約締結の件

当社グループのグループ経営戦略機能、事業執行体制及びガバナンス体制を一層強化し、企業価値のさらなる向上を図るために持株会社体制へ移行することを目的として、当社のブランド・ファッション事業を株式会社コメ兵分割準備会社（2020年10月1日付で「株式会社コメ兵」に商号変更予定。）へ承継させるものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 剰余金の配当等決定機関の新設及び自己株式取得の条文削除

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議で可能となるよう、第31条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。また、その他、条文の新設及び削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 持株会社体制への移行に伴う、商号の変更及び持株会社としての目的事項への変更

2020年10月1日（予定）を効力発生日として、当社が営むブランド・ファッション事業を吸収分割の方法により100%子会社に承継させ、当社は純粋持株会社となることに伴い、商号の変更及び事業目的の変更を行うものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。5名選任の件

石原卓児、沢田登志雄、瀬古正、三輪雅貴及び村瀬桃子を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

鳥田一利及び皆見幸を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 退任取締役に對する退職慰労金贈呈の件

退任する取締役鳥田一利に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈することを決定し、その具体的な金額、時期、方法等は取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案 剰余金処分の件	82,397	404	0	(注)1	可決(98.18%)
第2号議案 吸収分割契約締結の件	82,359	442	0	(注)2	可決(98.14%)
第3号議案 定款一部変更の件	81,838	963	0	(注)2	可決(97.51%)
第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件					
石原 卓児	80,092	2,709	0	(注)3	可決(95.43%)
沢田 登志雄	80,080	2,721	0	(注)3	可決(95.42%)
瀬古 正	80,050	2,751	0	(注)3	可決(95.38%)
三輪 雅貴	80,081	2,720	0	(注)3	可決(95.42%)
村瀬 桃子	82,093	708	0	(注)3	可決(97.82%)
第5号議案 監査等委員である取締役2名選任の件					
鳥田 一利	78,652	4,148	0	(注)3	可決(93.72%)
皆見 幸	81,372	1,428	0	(注)3	可決(96.96%)
第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	67,375	15,426	0	(注)3	可決(80.28%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上